

身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直し(回答)

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答 —

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議から「身体障害者等に対する軽自動車税の減免の申請期限（以下「減免申請期限」という。）を納期限まで延長しても支障はないとしている市町村がある。」「納期限を過ぎても直ちに滞納処分や督促を行うものではないと考えられることから、総務省自治税務局が市町村に示している「市（町・村）税条例（例）」（昭和 29 年 5 月 14 日付け自乙市発第 20 号。以下「税条例（例）」という。）において、軽自動車税の減免申請期限を納期限前 7 日までとする合理性に疑問がある。」等の意見を得ました。これを踏まえて、平成 27 年 3 月 10 日に総務省自治税務局にあっせんし、同年 6 月 4 日に回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

市町村税である軽自動車税は身体障害者等に対して減免できるとされており、多くの市町村は、減免申請期限を納期限（5 月 31 日）の 7 日前までとしている。一方、県税である自動車税も身体障害者等に対して減免できるとされており、都道府県の多くでは、納期限（5 月 31 日）までに減免申請を行えばよいと聞いている。自動車税は月割りでの還付が認められる場合があるのに対し、軽自動車税は月割りでの還付が認められていないことを考慮すると、軽自動車税の減免申請期限を、せめて納期限（5 月 31 日）までとする措置を普及・拡大してもらいたい。

（あっせん要旨）

総務省自治税務局は、軽自動車税の減免を受けようとする者の利便にも配慮する観点から、軽自動車税の減免申請期限に係る税条例（例）の記載を見直すなどにより、市町村において、軽自動車税の減免申請期限を弾力的に取り扱うことができる旨を改めて周知する必要がある。



（総務省自治税務局からの回答要旨）

1 税条例（例）における身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限を「納期限前 7 日」から「納期限（前 日）」（注）に改めることとした。

なお、税条例（例）において同様に減免の申請期限を定めている市（町・村）民税、固定資産税等の規定についても全て見直した。

2 上記 1 における税条例（例）の改正内容及び趣旨について、平成 27 年 3 月 31 日に各都道府県宛てに通知し、市町村への周知を要請した。

（注）「納期限（前 日）」は、納期限又は納期限前の任意の日数を市町村の判断で決定させることを表す。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室 細川、原田

電話：03-5253-5425（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>